

五所川原市建設業者等指名停止基準の運用

平成 17 年 3 月 28 日施行

平成 27 年 6 月 18 日改正

平成 29 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 1 月 25 日改正

五所川原市建設業者等指名停止要領（以下「指名停止要領」という。）別表に定める指名停止基準の運用については、この基準によるものとする。

1 指名停止期間の運用

適用基準	期間
<p>1 虚偽記載</p> <p>(1) 文書偽造、事前共謀があるなど、特に悪質と認められる場合</p> <p>(2) 複数の虚偽の記載があるなど、悪質と認められる場合</p> <p>(3) その他の場合</p>	<p>6 カ月</p> <p>3 カ月</p> <p>1 カ月</p>
<p>2 過失による施工等（市発注工事等）</p> <p>(1) 補修により初期の目的を達成できない場合など、その影響が重大であるとみとめられる場合</p> <p>(2) 補助金の返還を命ぜられたとき、又は文書による指摘を受けて1割以上の補修を命ぜられた場合</p> <p>(3) 文書による指摘を受けて1割未満の補修を命ぜられた場合</p> <p>(4) その他の場合</p>	<p>6 カ月</p> <p>3 カ月</p> <p>2 カ月</p> <p>1 カ月</p>
<p>3 過失による粗雑工事（一般工事）</p> <p>(1) 補修により初期の目的を達成できない場合など、その影響が重大であるとみとめられる場合</p> <p>(2) 補助金の返還を命ぜられたとき、又は文書による指摘を受けて1割以上の補修を命ぜられた場合</p> <p>(3) 文書による指摘を受けて1割未満の補修を命ぜられた場合</p>	<p>3 カ月</p> <p>2 カ月</p> <p>1 カ月</p>
<p>4 契約違反</p> <p>(1) 請負人の事由による契約解除</p> <p>ア 契約に違反し、契約が解除された場合</p> <p>イ その他の場合</p> <p>(2) 正当な理由がなく、工事を契約期間内に完成しなかった場合</p> <p>(3) 施工体制台帳等の提出など、必要な報告を怠った場合</p> <p>(4) 社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結した場合</p> <p>(5) 監督・検査業務の執行を妨害した場合</p> <p>(6) その他契約書、仕様書等に係る違反</p> <p>ア 損害を生じさせるなど、その影響が大きい場合</p> <p>イ その他の場合</p>	<p>12 カ月</p> <p>1 カ月</p> <p>1 カ月</p> <p>1 カ月</p> <p>1 カ月</p> <p>2 カ月</p> <p>1 カ月</p> <p>2 週間</p>
<p>5 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故（市発注工事等）</p> <p>(1) 死亡者を発生させた場合</p> <p>ア 3名以上のとき。</p> <p>イ 2名以内のとき。</p> <p>(2) 重傷者（30日以上の治療を要する負傷者をいう。）を発生させた場合</p> <p>(3) その他負傷者を発生させた場合</p> <p>(4) 重大な損害を発生させた場合</p> <p>(5) その他損害を発生させた場合</p>	<p>6 カ月</p> <p>4 カ月</p> <p>2 カ月</p> <p>1 カ月</p> <p>2 カ月</p> <p>1 カ月</p>

<p>6 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故（一般工事等）</p> <p>(1) 死亡者を発生させた場合  ア 3名以上のとき。  イ 2名以内のとき。</p> <p>(2) 負傷者又は重大な損害を発生させた場合</p>	<p>4カ月  2カ月  1カ月</p>
<p>7 安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故（市発注工事等）</p> <p>(1) 死亡者を発生させた場合  ア 3名以上のとき。  イ 2名以内のとき。</p> <p>(2) 重傷者（30日以上の治療を要する負傷者をいう。）を発生させた場合</p> <p>(3) 負傷者を発生させた場合</p>	<p>4カ月  2カ月  1カ月  2週間</p>
<p>8 安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故（一般工事等）</p> <p>(1) 死亡者を発生させた場合  ア 3名以上のとき。  イ 2名以内のとき。</p> <p>(2) 負傷者を発生させた場合</p>	<p>2カ月  1カ月  2週間</p>
<p>9 贈賄（市の職員に対し）</p> <p>(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等</p> <p>(2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等</p> <p>(3) 刑法又は特別法による使用人の逮捕等</p>	<p>12カ月  6カ月  3カ月</p>
<p>10 贈賄（県内の他の公共機関の職員に対し）</p> <p>(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等</p> <p>(2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等</p> <p>(3) 刑法又は特別法による使用人の逮捕等</p>	<p>9カ月  6カ月  3カ月</p>
<p>11 贈賄（県外の他の公共機関の職員に対し）</p> <p>(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等</p> <p>(2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等</p>	<p>9カ月  3カ月</p>
<p>12 独占禁止法違反行為</p> <p>(1) 公正取引委員会による刑事告発がなされた場合</p> <p>(2) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令がなされた場合</p>	<p>16カ月  12カ月</p>
<p>13 独占禁止法違反行為（市発注工事等）</p> <p>(1) 公正取引委員会による刑事告発がなされた場合</p> <p>(2) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令がなされた場合</p>	<p>24カ月  18カ月</p>
<p>14 競売入札妨害又は談合</p> <p>(1) 代表役員等の逮捕等</p> <p>(2) 一般役員等の逮捕等</p> <p>(3) 使用人の逮捕等</p>	<p>16カ月  14カ月  12カ月</p>
<p>15 競売入札妨害又は談合（市発注工事等）</p> <p>(1) 代表役員等の逮捕等</p> <p>(2) 一般役員等の逮捕等</p> <p>(3) 使用人の逮捕等</p>	<p>24カ月  21カ月  18カ月</p>
<p>16 建設業法違反行為</p> <p>(1) 県内における建設業法違反  ア 建設業法違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合  イ 代表役員等の逮捕等</p>	<p>9カ月</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等</li> <li>イ 監督処分（営業停止）がなされた場合</li> <li>ウ 監督処分（指示処分）がなされた場合</li> <li>(2) 県外における建設業法違反 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 建設業法違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 代表役員等の逮捕等</li> <li>(イ) 一般役員等の逮捕等</li> </ul> </li> <li>イ 監督処分（営業停止）がなされた場合</li> </ul> </li> </ul>	<p>3 カ月</p> <p>2 カ月</p> <p>1 カ月</p> <p>6 カ月</p> <p>2 カ月</p> <p>1 カ月</p>
<p>17 建設業法違反行為（市発注工事）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建設業法違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 代表役員等の逮捕等</li> <li>イ 一般役員等又は使用人の逮捕等</li> </ul> </li> <li>(2) 監督処分（営業停止）がなされた場合</li> <li>(3) 監督処分（指示処分）がなされた場合</li> </ul>	<p>9 カ月</p> <p>4 カ月</p> <p>3 カ月</p> <p>2 カ月</p>
<p>18 不正又は不誠実な行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市発注工事等 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 代表役員等の逮捕等</li> <li>(イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等</li> </ul> </li> <li>イ その他法令違反があった場合</li> <li>ウ 正当な理由がなく落札決定後に契約を辞退するなど、著しく信頼関係を損なう行為があった場合</li> </ul> </li> <li>(2) 一般工事等 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 代表役員等の逮捕等</li> <li>(イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等</li> </ul> </li> <li>イ その他法令違反があった場合</li> </ul> </li> <li>(3) 県外の工事等 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 代表役員等の逮捕等</li> <li>イ 一般役員等の逮捕等</li> </ul> </li> <li>(4) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令において、独占禁止法第3条、第8条第1号又は第19条に違反した事実が認められるなど、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められる場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 市発注工事等に関する場合</li> <li>イ 市発注工事等以外の業務に関する場合</li> </ul> </li> <li>(5) 建設業法第31条第1項の規定に基づく立入検査において、連続して同じ理由で同法第41条第1項の規定による勧告を受けた場合</li> </ul>	<p>9 カ月</p> <p>4 カ月</p> <p>2 カ月</p> <p>1 カ月</p> <p>6 カ月</p> <p>3 カ月</p> <p>1 カ月</p> <p>6 カ月</p> <p>2 カ月</p> <p>18 カ月</p> <p>12 カ月</p> <p>1 カ月</p>
<p>19 その他、市発注工事に指名することが不相当と認められたとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 県内におけるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 特に悪質性及び社会的影響が大きいと認められる場合</li> <li>イ その他の場合</li> </ul> </li> <li>(2) 県外におけるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 特に悪質性及び社会的影響が大きいと認められる場合</li> <li>イ その他の場合</li> </ul> </li> </ul>	<p>9 カ月</p> <p>3 カ月</p> <p>6 カ月</p> <p>1 カ月</p>

## 2 贈賄及び談合

贈賄及び談合における「逮捕を知った日」とは、その事実を客観的に知り得る状態になった日をいい、新聞等で報道された日又は警察署若しくは検察庁からその事実を知らされた日をいう。

## 3 独占禁止法

独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反したという認定は、公正取引委員会等関係機関の判断を参考にして行うものとする。

4 下請工事に関して指名停止事由が発生した場合、指名停止要領上の責任は、第一義的には元請負人が負うものであること。この場合において、指名停止要領第3条の規定により下請負人について指名停止を行うときの指名停止期間は、原則として元請負人の期間と同じ期間とする。

## 5 建設共同企業体

- (1) 指名停止要領第4条第1項の規定により建設共同企業体の構成員について指名停止を行う場合の指名停止期間は、当該建設共同企業体の指名停止期間に構成員の出資割合を乗じて得た期間とする。
- (2) 指名停止要領第4条第2項の規定により建設共同企業体の構成員について指名停止を行う場合の指名停止期間は、当該建設共同企業体に対して指名停止を行うこととした場合の期間にそれぞれ構成員の出資割合を乗じて得た期間とする。
- (3) 指名停止要領第4条第3項の規定により建設共同企業体について指名停止を行う場合の指名停止期間は、構成員の指名停止期間に当該構成員の出資割合を乗じて得た期間を合計した期間とする。

## 6 工事事故に係る指名停止の運用

- (1) 市発注工事等における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、次のア又イの場合とする。
  - ア 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故について請負人の責任が明白である場合
  - イ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
- (2) 一般工事等における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕させ、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合とする。

## 7 指名回避期間

指名停止することとなった場合の指名回避期間は、指名停止期間に参入する。